

介護職員等処遇改善関係加算について

加算取得において、ご留意いただきたい点を次のとおりまとめましたので、確認してください。

実績報告書

- ・実績報告のタイミングについては、最終支払い月の翌々月の末日までとなっています。年度の途中で加算の取下げや事業の廃止を行った事業者におかれましては実績報告書を提出するタイミングに留意してください。
- ・事業者が支払った賃金内容や国民健康保険団体連合会から送付された明細書を確認した上で、実績報告書を作成してください。

運営

- ・職位、職責又は職務内容の要件を定め、それに応じた賃金体制の確保及び就業規則等全従業員に周知すること、また計画に沿った研修等の実施など、職場内の環境の充実を図ってください。
- ・複数のサービス事業所を運営している事業者においては、加算を算定していない事業所の職員に対し、加算による賃金改善を行わないでください。また事業所により加算区分が異なる場合についても、支払い区分が混在しないよう明確に支払ってください。
- ・事業者と従業員との間で賃金改善の認識がずれないように、全ての従業員に明確な説明を行ってください。

○令和8年1月末日時点で確定している情報を掲載しております。変更の可能性がありますので、令和8年度計画書作成時には、令和8年度の算定要件に関する最新の情報を改めて確認してください。

(参考)

○介護保険最新情報 Vol.1353「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和7年度分)」及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A(第1版)」について

【URL】 <https://www.mhlw.go.jp/content/001403286.pdf>

○厚生労働省 介護職員の処遇改善

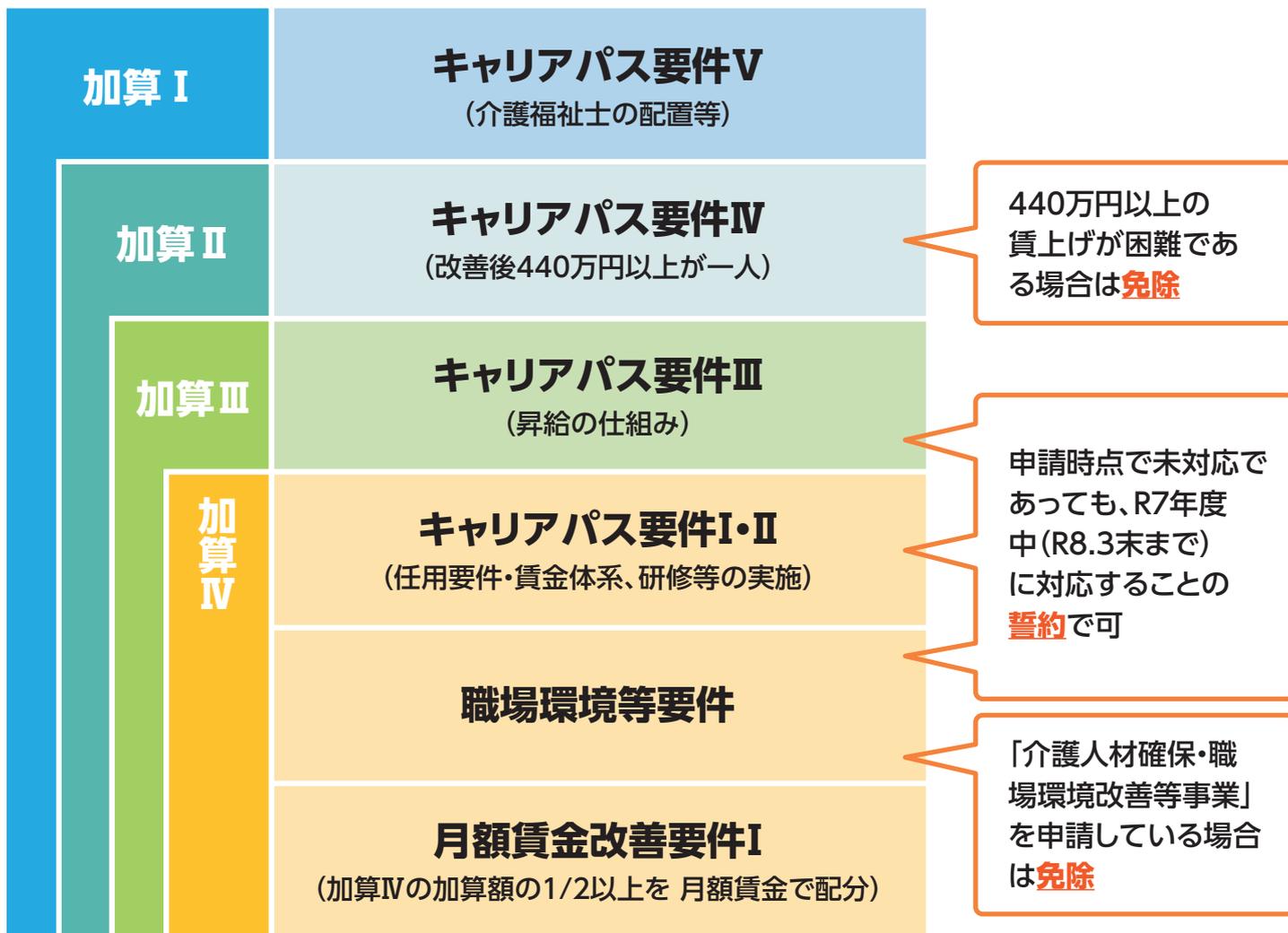
【URL】 <https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

○和歌山市ホームページ 介護職員等処遇改善加算等について

【URL】 <https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1027655.html>

処遇改善加算がさらに取得しやすくなります!

令和7年度の処遇改善加算を取得しましょう!



この機会に **加算II** の取得を検討してみませんか?



制度等の詳細は
こちらから!

ご不明点やご相談は **専用窓口** まで!

土日・祝日もご利用いただけます

厚生労働省
相談窓口

050-3733-0222

9:00~18:00(土日・祝日含む)

職場環境等要件

まずはこんな取組から！

1. 入職促進に向けた取組

要件④

地域や学校のイベントに参加しよう

地域のイベントに参加し、学校等の身近な機関との関係づくりをしよう



職場体験等の受け入れに繋がることも



2. 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

要件⑧

短時間でも面談をしよう

- ① 管理者等と職員が年に数回面談を実施
- ② 働き方や研修の希望等を聞いてみよう



短時間の相談でも記録に残し、後で見返せるようにする



3. 両立支援・多様な働き方の推進

要件⑫

業務内容の明確化と役割分担をしよう

- ① 業務時間調査をする
- ② 業務内容・必要時間を把握
- ③ 職員の役割分担



厚生労働省の「介護分野における生産性向上の取組の進め方」(手順2 現場の課題を見える化しよう)掲載のツール等を活用してみよう(リーフレット下の二次元コード(左)をチェック!)

4. 腰痛を含む心身の健康管理

要件⑮

スライディングシートを使って腰痛予防に取り組もう

- ① シートを職員数に応じて用意
- ② 使い方を法人内で研修



腰痛予防で職員の身体負担を軽減できる



5. 生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組

要件⑱

現場の課題・状況を見える化しよう

- ① 思いつくものを全て付箋等を書いてみる
- ② 類似の事柄をグルーピングをする
- ③ 皆でそれぞれの関係性を考える



定例会議等の時間を使って実施し、ケアがうまくいった理由、課題の影響範囲・原因等を整理しよう



6. やりがい・働きがいの醸成

要件㉔

サンクスカードを使ってみよう

小さな感謝も伝えてみる



助けられたこと、他の職員のケアで良いと感じたことなど、ちょっとしたことを書いて伝える



※要件番号は「令和7年2月7日老発0207第5号厚生労働省老健局長通知表5 職場環境等要件」を参照

「介護分野における生産性向上の取組の進め方」(厚生労働省)



介護職員等処遇改善加算に関して

